

貸金債権の時効による消滅で生じる債務免除利益の認定と処分権主義

【文献種別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成30年9月25日

【事件番号】 平成29年（行ウ）第128号

【事件名】 更正処分取消等請求事件

【裁判結果】 認容

【参照法令】 所得税法34条・36条、民事訴訟法246条、民法459条・462条

【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25557092

事実の概要

1 連帯保証人からの脱退

AはB農業協同組合（以下、B組合という）から融資を受けており、平成12年12月28日時点での借入金債務は4億9,850万（以下、本件借入金債務という）であった。D、G、EおよびHは、B組合に対して本件借入金債務につき連帯保証しており、担保として7筆の土地に根抵当が設定されている（当該土地の所有者：H1筆、E1筆、A1筆、D4筆）。この連帯保証人のDらは、この連帯保証人からの脱退を希望しており、平成12年12月28日にB組合とDは本件連帯保証に関して次のような内容で合意した。

ア A（債務者）の合計融資残高は4億9,850万円である。

イ 正式合意（以下、本件合意という）による担保物件等の変更

（ア）根抵当権の解除と追加を、DがB組合への2億円の内入償還の時におこなう。

解除：上記の7筆の土地の各根抵当権を解除

追加：A、Dほか甲社等が他の土地や建物に根抵当権を追加設定

（イ）D、G、E、およびHは連帯保証人から脱退し、乙社等を連帯保証人とする。

（ウ）Aは、内入償還（2億円）後の融資残高（2億9,850万円）につき、内入償還の翌日から毎月

元利合計で90万円を償還する。

以上の本件合意にもとづき、Dは合意当日の平成12年12月28日に2億円を支払った。

2 遺言公正証書の作成

その後、平成16年5月28日にAやFの父であるDを遺言者とする遺言公正証書が作成された。その内容は以下のようなものである。

ア DとAの間の平成12年12月28日付けの金銭消費貸借にもとづく2億円の貸金返還請求権（以下、本件貸金債権という場合がある）をFに相続させる（なお、この遺言書の財産目録には、本件貸金債権が記載されていた）。

イ Aの相続分をゼロとし、AにはDの財産を一切相続させない。

3 Dの死亡

平成23年にDが死亡するところとなった。Dの任意後見人弁護士が作成した平成23年分成年後見報告書の中の、Dの死亡による相続開始日現在の財産目録に、Aに対する2億円の貸金返還請求権は計上されていない。

4 Fによる貸金返還請求訴訟の提起

ア Fは平成24年10月5日付けでAに対し、DからFが相続した本件貸金債権（2億円）のうち200万円の支払いを求める訴えを横浜地裁に提起した（以下、別件貸金訴訟という）。この別件貸金訴訟でAは、（i）DがAに2億円を貸し付けたことを否認するとともに、（ii）それがあっても本件貸金債権についての消滅時効を援用する旨の意思表示をおこなった。

イ 別件貸金訴訟判決 別件貸金訴訟について横浜地裁（平成25年4月判決・確定・判例集未登載）は、本件貸金債権の存否については確定的な判断

〈事件関係者図〉



は示さず、存在するとしても遅くとも平成 23 年 12 月 28 日に消滅時効の 10 年が経過しているとして、消滅時効が完成しているとの理由により F の請求を棄却した。

5 更正処分

A の平成 25 年度分の確定申告に対して、課税庁は平成 27 年 6 月 30 日付けで更正処分（以下、本件更正処分という）をおこなった。その処分理由（本件貸金債権にかかる部分）は、（i）消滅時効により本件貸金返還請求権が消滅したことで、（ii）A は 2 億円の経済的利益を享受することになっており、（iii）この経済的利益は一時所得に該当するものであるが、これが A の確定申告に計上されていないというものである。

6 取消訴訟の提起

本件更正処分の取消しを求めて提起したのが本件訴訟である。なお、本件訴訟では被告により処分理由の差し替えがおこなわれた。

7 処分理由の差し替え

被告は裁判段階で、本件貸金債権返還請求権は、B 組合への D の 2 億円の代位弁済による D から原告 A への求償権（以下、本件求償権という）と同一のものであるから、前者の貸金債権返還請求権の消滅は後者の本件求償権の消滅を意味するものであるとして、本件更正処分の処分理由を代位弁済による本件求償権（本件判決は、これを第三者弁済による債務者への求償権と位置付けている）の消滅による債務免除益の確定というものに差し替えた（被告は、この主張は処分理由の差し替えに該当するものではないと主張している）。

これに対して原告 A は本件事案における原告への D の本件求償権というのは、そもそも本件貸金債権にかかる求償権ではなく、D の代位弁済による原告への求償権であり、この求償権は別件貸金訴訟での時効の援用対象ではないから消滅しているとはいえ、債務免除益が確定的に原告に発生しているとはいえないと主張した。

判決の要旨

請求容認。

1 貸金返還請求権と第三者弁済による求償権

(1) F が別件貸金訴訟において請求した債権は本件貸金債権（D と原告間の平成 12 年 12 月 28 日付け金銭消費貸借契約にもとづく 2 億円の貸金返

還請求権）の一部であるところ、本件貸金債権は、D と原告との間の金銭消費貸借契約によって生じる債権であり、第三者弁済をした者が取得しうる債務者に対する求償権とは発生原因を異にする別個の債権であることが明らかである。

(2) 仮に D が第三者弁済により原告に対して 2 億円の本件求償権を取得していたとしても、本件貸金債権と本件求償権とは別個の債権であり、前者を行使したことから当然に後者を行使したことになるという関係にあるわけではない。

F が別件貸金訴訟において本件貸金債権の一部を請求したのに対し、原告が別件貸金訴訟の口頭弁論における消滅時効の援用の意思表示（本件時効援用の意思表示）の対象とした債権は、別件貸金訴訟において訴訟物とされた権利（本件貸金債権のうち 200 万円）を包含する本件貸金債権のみであると認められ、原告が平成 25 年 2 月 1 日に本件求償権等について消滅時効を援用する旨の意思表示をした事実は認められない。

(3) そうすると、仮に D が本件支払いにより本件求償権等を取得し、F がこれを相続していたとしても、本件時効援用の意思表示によって本件求償権等が消滅したもとは認められないから、原告が本件求償権等の消滅によって 2 億円の経済的利益を享受したもとは認められない。

2 処分権主義

(1) 被告は平成 12 年 12 月 28 日において、D が原告に対し、本件求償権等以外に 2 億円の債権を有していた事実はなく、本件遺言書に記載のある本件貸金債権と本件求償権等は同一のものであり、本件遺言書に記載された 2 億円の「貸金返還請求権」の実質は、本件求償権を意味するものにほかならないなどと主張する。

(2) 本件貸金債権の発生に関して主張された事実関係が本件求償権等の発生を基礎付ける事実関係と同一であり、事実上は、いずれかの一方の債権の発生しか観念しえないことから、D が、原告に対し、本件求償権等以外に 2 億円の債権を有していた事実はなく、民事訴訟においては、当該訴訟における訴訟物を特定し審判対象を提示するのを、訴えを提起する当事者の権能とする建前（処分権主義：民法 246 条）が採られており、F は別件貸金訴訟において本件貸金債権の一部を訴訟物として特定している以上、F が別件貸金訴訟において本件求償権等を請求したものと

解すべきことにはならない。

3 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告が本件時効援用の意思表示によって2億円の経済的利益を享受したとは認められず、原告の平成25年分の所得税等の計算上、一時所得に該当する所得は存在しないこととなる。

判例の解説

一 債務免除益の課税

1 債務免除益への課税

いわゆる課税対象とされる債務免除益における債務免除は、債権者が債務者に対して有する債権を消滅させる積極的行為として想定され、その行為の結果として債務者が債権者に対して負担する支払義務が消滅することになるのであるから、この支払義務の消滅は所得税法36条（収入金額）という経済的利益に当たると理解されている。

本件事例における更正処分理由とされた債務免除益の発生は、貸金債権返還請求権が債務者による時効の援用の意思表示により消滅したことが判決で確定したことで当該債務の支払義務が消滅したと認定されたことによるものである（このことから、本件のような場合は債務免除益というよりは債務消滅益と表現した方が適切であろう）。このような消滅時効による貸金債権請求権の消滅についても、これが消滅しないで債務を履行しなければならぬ場合と比較して債務者の純資産が増加するものとして課税対象とされる¹⁾。

2 債務免除益の所得分類

本件更正処分においては、貸金債権の消滅時効により生じた債務免除益を一時所得に分類している。税務訴訟においては、債務免除益の所得分類をめぐる紛争事例が散見されるが、その紛争の発生原因は、「債務免除益の直接の原因となる債務免除の意思表示には、担税力の相違を見出し、所得の性質を決定するための手掛かりとなるような性質や特徴はない」（福岡地判平29・11・30税務訴訟資料267号順号13092）ことによるものであり、このことは消滅時効による債務免除益の所得分類についても当てはまる。結局、この分類は債務免除により得られる経済的利益の性質や態様を考慮して判断されるべきことになる²⁾。本件の債務免

除益については、事業所得や雑所得等との区分が問題となるところであろうが、本件債務免除益が、一時所得の「非継続性要件」と「非対価要件」を充足するものとして一時所得に区分されることになるだろう。

二 本件事案の注目すべき点(事実関係の不明)

さて、本件で注目すべき点は、以下の事実認定にかかわるものである。

本件事例では、債務者Aの連帯保証人Dが代位弁済（第三者弁済）として債権者B社に支払った2億円についてのAへの本件求償権を、Dが金銭消費貸借契約による貸金債権返還請求権（貸金債権）と「誤解」し、作成した遺言公正証書にも、この貸金債権をDと後妻Gとの間の長男Fに相続させるとの記載をおこなったことが、その後の税務上の混乱を引き起こす原因になっていると思われる。この誤解のもとでFが提起した別件貸金返還訴訟で裁判所は、金銭消費貸借契約などは成立していないとするAの主張に結論を出すことなく、Aの時効の援用の意思表示により貸金返還請求権は消滅しているとしてFの請求を認めなかった（なお、Fは2億円の貸金債権のうち、別訴の訴訟では200万円のみを返還請求を求めている点については、2億円を請求して敗訴した場合の訴訟額の負担を考えて、200万円の返還請求が判決で認められれば、再び残額の貸金返還請求訴訟を提起するという趣旨のようであり、このような訴訟戦術は通常に用いられるものようである³⁾）。

本件事案は、租税法規の法解釈をめぐって困難な問題が存在しているという事案ではない。興味を引く点は、本件更正処分をおこなう段階で、課税庁は平成12年12月28日の連帯保証人からの離脱に関するB組合とDの本件合意の内容を把握していたのかということである。もし、この本件合意の内容を把握していれば、本件の2億円の性格は金銭消費貸借契約による貸金返還請求権ではありえず、連帯保証人の代位弁済（第三者弁済）による求償権という性格をもつものであることを課税庁は容易に理解したはずである。しかし、本件更正処分は、本件の2億円が金銭消費貸借契約にもとづく貸金債権であるとの理解にもとづいている。

以上のようなことから、本件についての興味の第一は、なぜ、課税庁がこのような貸金返還請求

権の時効による消滅という理解にもとづいて更正処分をおこなったのかという、この事実の経緯に関することである。

これについては、まずは課税庁がB組合とDの本件合意の存在を、更正処分の段階では認知しておらず、原告A側が本件訴訟の提起後になって、裁判所に証拠提出したのではないとも考えられる（本件合意の内容は甲号証として、原告側から提出されているようである）。

三 二つの請求権の同一性と処分権主義

1 別件貸金訴訟で、時効の援用により消滅したことが判決で確定したことによる債務免除益の発生と結びつけることができるのは貸金債権返還請求権のみである。それゆえ、その請求権とは別個の代位弁済（第三者弁済）による求償権は消滅せず存続しているのであるから、このことから2億円にかかる債務免除益は生じていないとの原告の主張が法的には成立することになる。

この点につき課税庁が主張する、〈Dが本件求償権以外に2億円の債権を有していた事実はないから、遺言書にある本件貸金債権と本件求償権は同一のもの〉、〈Dは、本件求償権を貸金債権と理解して、遺言書に金銭消費貸借契約にもとづく返還請求権という表現をしたが、その実質は本件求償権にほかならない〉との点は、事実上の評価はそのとおりであろうと思われる。しかし、本件判決が述べるように、〈両債権の発生事実が同一であり、事実上は、いずれかの一方の債権しか観念しえず、本件求償権以外に2億円の債権を有していた事実がないとしても〉、法的には別件貸金訴訟で一部請求をした本件貸金債権と、本件求償権とは別個の債権であると評価せざるをえない。それゆえ、別件貸金訴訟で本件貸金債権の一部を訴訟物として特定している以上、本件判決が強調するように、〈民事訴訟の処分権主義から、別件貸金訴訟での貸金返還請求を本件求償権の請求をしたものと解することはできない〉といわざるをえない。

2 処分権主義

裁判において、いかなる権利関係につき、いかなる形式の審判を求めるかは、当事者の判断にゆだねられる（民事訴訟法246条）。原告は、裁判所に審判を求め、かつその対象を特定・限定できる権能と、当事者がその意思にもとづいて判決によ

らずに訴訟を終了させることができる権能（訴えの取下げや訴訟上の和解等）とを認める原則を処分権主義という⁴⁾。原告が審判を求めている申立事項（訴訟物等によって特定）をこえて判決することは許されない。別件貸金訴訟におけるFの申立事項は金銭消費貸借契約にもとづく貸金債権の返還であり、その請求権の法的成立要件は代位弁済（第三者弁済）による求償権の成立要件とは異なるものであるから、前者の請求が後者の請求と訴訟法上同一のものであるとの主張は、少なくとも現在の旧訴訟物理論のもとでは困難であろう。それを、経済的実質の同一性や課税の公平等を重視する租税法上の理解は、民事訴訟法上の理解とは異なるとの趣旨を含む被告の主張は、認められるところではない。

四 さいごに

本件の事例では、債権者側の法関係への誤解や、時効の中断のための努力をしないことで、本件代位弁済にかかわってFは求償権の行使ができず、債務者Aは求償権債務を免れるとともに租税負担を免れるという結果になっている。しかし、本件の事実経過のような状況のもとでは、その経緯を見る限りこのような不都合の結果を回避するために課税庁が独自になしうる手段はないようである。なお、処分理由の差し替えについての裁判所の判断は示されなかったが、課税庁が本件の訴訟段階での主張の変更は理由の差し替えに該当しないとしている点は興味あるところである。

●—注

- 1) 債務免除益課税の課税根拠に関する考え方に関しては、増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）（下）」ジュリ1315号（2006年）192頁以下、同1317号（同）268頁以下、高橋祐介「損害賠償なんか踏み倒せ！——債務の消滅をめぐる課税関係に関する一考察」立命352号（2013年）240頁以下を参照。
- 2) 借入金の債務免除益の所得区分が問題とされた東京地判平30・4・19判時2405号3頁は、借入金の債務免除益の所得区分につき、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当であるとする。
- 3) 「一部請求」の民事訴訟法上の問題については、伊藤真『民事訴訟法〔第4版補正版〕』（有斐閣、2014年）214頁以下を参照。
- 4) 新堂幸司『新民事訴訟法』（弘文堂、1998年）287頁。

早稲田大学教授 首藤重幸